

○戸田市上下水道事業経営審議会条例

平成19年12月17日

条例第27号

改正 平成22年12月20日条例第35号

平成25年12月24日条例第50号

令和2年12月24日条例第28号

令和3年3月31日条例第3号

(設置)

第1条 上下水道事業の合理的な経営を図るため、戸田市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) その他上下水道事業の経営に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 4人以内
- (2) 水道使用者 3人以内
- (3) 下水道使用者 3人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議公開の原則)

第6条 会議は、公開するものとする。

- 2 個人情報に関する配慮、会議を公開しないことにつき合理的な理由があるとき、又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(書面等による審議)

第6条の2 第5条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、第5条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水安全部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 審議会の委員の選任準備手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例施行前においても行うことができる。

附 則 (平成22年条例第35号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (令和2年条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。